

# ジャパンプラブ NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

## 12月度理事会報告

# 来年一月末に帰国される下村昌子理事への感謝と送別の会を兼ねて ジャパンプラブ2013年最後の理事会

ジャパンプラブ12月度理事会は、12月14日(土)午後4時からサンマテオ榴木マーケット二階に於いて11名の理事が出席して開かれ以下の事項を議題に話し合われました。引き続き来年一月末に日本に帰られる下村昌子理事(ジャパンプラブ発足以来の会員であり、2008年より理事として大変お世話になりました)に対する感謝と送別の会として続けられました。

### 議題1. 新年会

2014年の新年会について以下の予定が確認、検討されました

日時: 2014年2月9日(日) 午前11時~午後2時

場所: 日本町桑港寺ホール (1691 Laguna St. San Francisco)  
会場入り口は建物左側の駐車場部分にあります

会費: 会員20ドル、非会員25ドル(食事、飲み物等を含む)

エンターテイメント: 日舞(清乃本流)

さらに詳細、担当役員等は1月の理事会にて決定する、申し込み用紙は一月のニュースレターに同封する(尚申し込み締め切りは1月31日)

### 議題2. 来年創立20年を迎え会の「活性化を図る」取り組み

宇田川担当理事から具体的方向を示す提案があり、最大の目標である「会員数を増やす」ことに数値目標を決め、この目標に向け色々なアイデアを具体化する為に理事及び会員の中から自分の得意分野や興味のある企画をさらに煮詰めて行く担当者を求めて行く事になりました。1月号にはもう少し具体的に皆さんにお知らせいたしますのでご協力と積極的な参加をお願いします。

### 議題3. その他

会の活性化の一助にもなるものと期待される旅行(同好会)の一案として豪華客船によるクルーズのアイデアがあります。(皆さんのご意見、ご希望をお知らせください)

1月の理事会は1月11日(土)の午後1時よりジャパンプラブ事務所で開催します。

## 年末のご挨拶を申し上げます

2013年も間もなく終わろうとしています、会員の皆様は如何お過ごしですか。日本では安倍内閣が再発足してこの12月26日で丸1年になります。これ迄のところ経済面では円安と株高を背景に何とか順調に行っていますが、政治面では中、韓との緊張関係も含めてどの様な展開を示すのか未だ予断を許しません。

そんな中、当クラブは災害時の相互扶助と言う本来の目的に加え年金、国籍と言った皆様の日々の暮らしに関する問題にも取り組むべく色々試みています。他にも何かご要望があれば何なりとお聞かせ下さい。

最後に皆様のご家族、或いはご友人と共に良い年をお迎えになることを心より祈念致します。

会長 上野正安



## 日本の年金の課税について①

この記事は9月に講演会を開いていただいた市川俊治氏からいただいたものです、続きは次号に掲載します。さらに市川氏にご質問のある方はジャパンプラブでも取り次ぎいたします。

日本の年金を受給中の方から、「日本の年金の課税国は日本か米国か」「日本の年金は日本の銀行口座に振り込まれているので、米国では課税対象外と考えてよいか」「日本年金機構から、租税条約に関する届出書などを提出するようにとの連絡が来ているがどうしたらよいか」というご質問を良くいただきます。今回はこの問題を取り上げてみたいと思います。

米国に居住し日本の老齢厚生年金・老齢基礎年金を受給している方の所得税は、日米租税条約により居住国である米国で納付することになります。年金が日本の銀行口座に振り込まれていれども、米国に住んでいる限り米国でIncome Taxの対象となります。そのため、年金を支給するとき日本の国内の基準に従って源泉所得税を控除すると二重課税となってしまいますので、それを避けるために租税条約上の手続きを踏めば、日本での源泉所得税を免除することになっています。

尚、ご参考ですが、日本の年金をアメリカで申告する際、Form 1040, Line 21, Other income の欄に報告します。

### 1. 日米新租税条約(2004年7月発効) 上の手続き

年金請求書類に加えて次の書類を日本年金機構に提出することになります。

① 税条約に関する届出書 ② 特典条項に関する付表 ③ 居住者証明書 (U.S. Residency Certification, IRS発行Form 6166)の3種類です。

すでに年金を受給されている方は、居住者証明書をIRSに申請して提出されたご記憶があると思います。居住者証明書はIRSのForm8802 (IRSのHPから入手可能)に必要事項を記入して申請します。

### 2. 書類の提出時期

これらの①~③の書類は、日本の老齢厚生年金・老齢基礎年金を請求するとき、及びその後3年ごとに日本年金機構へ提出することになります。ご質問された方には最初の提出から3年経過したことにより、提出のお知らせが届いたわけですが。

これらの書類を提出しない場合は、日本の税法に従って年金の支払いごとに所得税が源泉徴収されることになります。源泉徴収されてもあとで①~③の書類をすれば、その後の源泉徴収はなくなります。すでに徴収された所得税については、還付の手続きも可能です。(次回に続きます)

海外年金相談センター 市川俊治

HYPERLINK "http://nenkinichikawa.org" http://nenkinichikawa.org  
ご照会は E-Mail nenkinichikawa@gmail.com

## ご存知ですか?!「葬儀保険」

私達の仲間だった早川正子さんが9月に天国に。又ジャパンプラブの会員の方のご家庭でもご家族のお一人が悲しい「野辺の送り」とそんな暗いニュースのおかげで日頃予想もしていなかった葬儀の費用を知ることができましたがあまりにも高額に「うっかり死ぬ事も出来ない」と思わず口をついて出た言葉でした。

そう言えばずいぶん前でしたが日系の方が何かのお話の中で「私は葬儀保険に入っているから安心して死ねる。。。と言われたのを思い出し、この保険を扱っているサンフランシスコ市内のハムステッド葬儀社に勤める森岡妙子さんに葬儀保険について説明してもらいました。

葬儀保険を私の所で受け付ける為の加入資格は特にありません。当地にお住まいで人生の終わりを原則当地で。。。と思っておられる方なら誰でも加入出来ます。保険料金は、ご本人又はご家族の方がこんな葬式がしたいとご希望をお聞きして見積りをします。その見積りを了承されればそれで料金は決まります。又保険料の支払いは85歳以上の方は全額を一括で支払ってもらいますが、そり然の方は3年、5年又は10年の分割払いも出来ます。

お支払いになる保険料と一緒に行政が発行する「死亡証明書」もご希望の枚数分の料金(現在一枚16ドル)も支払ってもらっています。尚、私どもで加入していただいた葬儀保険は私どもの葬儀社以外の葬儀社では使用出来ませんがサンノゼやイーストベイなどの遠い場所でも、教会や仏教会での葬儀には私どもが出向いて行かないし、現実に行っています。森岡妙子さんとの連絡は直接ハムステッド葬儀社にお電話くださいとの事です。(415)673-3000番で森岡さん不在の場合はメッセージを残してくださいとの事です。森岡さんの最後のメッセージは「この保険に加入されている方は長生きをしておられます」の言葉で締めくくられました。

この葬儀保険はあめりかの大手保険会社「Great Western Insurance Co.」が発行しているものですが、保険加入者の「死」によって保険が作動するという特殊性からエージェントとなっている葬儀社は過去、現在そして将来にわたって健全かつ安価で、保険加入者からの信頼の持てる葬儀社に限られておりベイエリアでも極めて少数の葬儀社に限られているそうです。ハムステッド葬儀社も数少ないエージェントの一つですがこの会社でも保険が扱えるのは、社長、専務の他は州の資格試験をパスした森岡妙子さんの3名のみとの事です。

(リポーター福光哲史副会長)

村井侑子さん(日本在住)からの寄稿文です

## 「私の何がいけないの?」

アメリカに居た頃のこと。午前中、バスでダウンタウンに向かうなか、しばしば若い女性が鏡を出し、念入りにお化粧しようとしているのを視た。大抵、中国系か、ともかくアジア系の人が多かったと思う。アメリカには30数年暮らしたが、私が日本に居たころは、公共の場でそういう行為を見たことがなかったので、正直、奇異な感じを受けたものである。時間の節約のためなのか、始めのうちは、まあ衆人環視の中平気でよくできると、余りいい感じを持たなかったのだが、その内馴れて、別に変だとは思わなくなった。

3年前、日本へ帰ってきて、昔は決して見られなかった電車の中での化粧風景が日本でも比較的空いている時間帯に時々見受けられるようになった。新聞投稿欄に、これで2~3回、電車の中の化粧は、見たくない光景とした意見がでた。それに対する反応として、個人の自由でしようとする肯定的なもの、公共の場で周囲に奇異な気分を抱かせる、礼儀知らず、家の外へ出てきてまでしなくともいい、等、否定的な意見のほうが多い。私自身の考えといえば、不道徳な行為とは思わないが、本来人の見えないうちでの装いを衆人環視の中でやらなくともいいのではないかと。余程のナルシストでなければ出来ないことだなあ、と思うけれど。

戦後の教育の主眼であった自己主張に重きをおく自由主義は、良くも悪くも行き渡り、秘すれば花の精神や、元来、日本人の持っていたたしなみや、奥床さという言葉は死語になりつつある。

何日か前の新聞の記事に、面白いことが出ていた。戦前の1935年6月の朝日新聞によれば、電車の中での見たくないものとして、若い者がお年寄りにたいして、眠るふり、読んだ新聞に再び目を落として席をゆずらない、困ったことだと。だから昔は道徳が行きわたっていた、今は全く、とも、押しなべて言えなくなってしまった。文部科学省は、昔の修身、道徳教育を復活させ小中学の教科書に盛り込むという。道徳教育を格上げすることによって国が望ましいと考える人間を育てようとするに危惧を覚える、という意見もあるが心のありかた、身を修むる教育大いに結構。少しづつでも効果はあると信じよう。

謙虚さと他へのやさしい思いやりこそが全ての根源である。せめて心の片すみでいい、品格を持った生き方ができるならそれが理想であろう。作家、曾野綾子の言葉に『自分さえ良ければいい』という思いが未熟な大人を作るとある。心せねばならない。

村井侑子

## 敬老の日に遡って10月に故人となられた柳てるよさんの百寿を祝う

12月18日 サンフランシスコ市内の大隅敏男サン(ジャパンプラブ副会長)の自宅を、新サンフランシスコ総領事の渡邊正人さんと今城康雄領事が訪れ、10月3日急逝された大隅さんの夫人妙子さんのお母さん、柳てるよさんの仏前に安倍晋三総理大臣からの100歳のお祝い状と記念の金盃を手向けました。この日のお祝いは毎年9月の敬老の日に100歳を迎えた存命の人をお祝いする習慣がありますがこの時点でサンフランシスコ総領事が外務省内の人事異動で空席となっていた為日延べされていたので渡邊新領事の着任を待ってこの日行なわれた仏前でのお祝いでした。

異例のお祝いとなった事について柳てるよさんの娘さん大隅妙子さんは「総領事さんに来ていただき100歳のお祝いを仏前で執り行っただけで恐縮しています、9月の敬老の日だったらとは思いますが既に9月には母もかなり弱っていて100歳のお祝いと言っても分からなかったかも知れませんが、本人が亡くなった後にもこうして規則通りにお祝いをさせていただいて感謝しています、おそらく母もよろこんでいると思います」とコメントしておられました。

尚今年サンフランシスコ総領事管内で100歳を迎えられたのは柳てるよさんの他1名の計2名の方でした。



渡邊新サンフランシスコ総領事は大隅宅を訪れ、故人となられた柳てるよさん(仏前に)に100歳のお祝い状と金盃を届けられました。写真左より渡邊正人総領事、お母様の柳てるよさんの写真を胸に大隅妙子さんとお祝い状を手にする大隅敏男ご夫妻。